

平成 30 年 1 月 29 日

「東北大学における有期雇用職員の無期転換問題に関する最新動向について」の学習会案内

東北大学 職員の皆さんへ

東北大学職員組合 文化部
東北大学農学部職員組合 農学部支部 委員長代理 金子 淳
同 書記長 石山敬貴

各種マスコミの報道にある通り、現在、私たちが勤務する東北大学において、非常勤職員の皆さんの「雇止め」問題が生じています。

平成 25 年 4 月より施行された改正労働契約法 18 条では、「同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換」しなくてはならないとあります。しかし、東北大学は、非常勤職員の方々と各年の契約を盾に取り、この法律を履行しない、すなわち無期転換せず雇い止めする方針です。これは、明らかな脱法行為です。昨年 9 月 30 日の河北新報の報道によれば、大学の今春の雇止めの対象者は、約 1140 人に上ることを明らかにしています。

大学は、「限定正職員」制度を無期雇用対策と主張します。しかし、昨年 11 月 24 日の衆議院厚生労働委員会では、厚労省の労働基準局長は、「限定正職員のような独自制度をつくることと労働契約法の無期転換ルールは別途のものだ」と、限定正職員制度が、無期雇用の代替措置にはならないとの見解を示しています。さらに、この限定正職員の採用試験の結果、事務系の業務限定職員（一般）では、合格率が僅かに 38.8%であり、約 2/3 が不採用であったこと自体、改正労働契約法の主旨に全く沿っていないことは明々白々です。

このように、私達の職場の仲間が不当に雇止めを受ける危機に直面しているにも関わらず、このような実態が私達職員にほとんど伝わっていません。今回、東北大学職員組合農学部支部では、非常勤職員の皆さんが置かれている状況の情報を共有するために、この無期転換問題に詳しい片山知史教授を講師としてお招きし、講演を頂くことにしました。

お忙しい時期とは思いますが、ご参集頂き、非常勤職員の皆さんへのお力添えを頂きたいと思います。

記

講演タイトル；東北大学における有期雇用職員の無期転換問題に関する最新動向について

講師； 東北大学大学院農学研究科 水産資源生態学分野 片山 知史 教授

日時； 2 月 8 日(木) 17 時より（質疑を含めて約 1 時間の予定）

場所； 本棟 2F セミナー室 1 17 時より



以上